

2019 年 12 月 13 日

鎌倉市図書館協議会委員  
様

図書館とともだち・鎌倉  
代表 和田安弘  
(連絡先省略)

E-mail toshokantomodachi@gmail.com

### 鎌倉市図書館振興基金の運用について (要望)

師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より鎌倉市図書館の振興と発展のためにご尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、先ごろ、青木図書館長より図書館運営について当会の意見を聴きたい旨のお申出があり、意見交換を行いました。その中で、鎌倉市図書館振興基金の活用用途条件を緩和し、一般資料のうち、郷土資料の購入にも基金を使えるよう変更したい旨の言及がありました。

お話を伺い、削減が続く図書館予算への対応を求められる中での苦肉の策と承知しました。しかし、当会としましては、納得できるご提案ではないと考えております。

平成 23 年、鎌倉市図書館創立百周年を機に進められた鎌倉市図書館振興基金条例の成立に深く関与し、制定後は市内の企業や市民団体に呼びかけ図書館職員とともに寄付のお願いに赴くなど、現在までその在り様に関心を寄せ続ける当会にとり、この度の図書館の提案は基金創設当初の理念に逆行するものと危惧しております。なぜなら、この基金は、低予算の中、鎌倉にとり貴重な郷土・地域資料の購入が充分に行われていない状況を打開するための一案として創設を提案したものであり、当初より「消耗品」として購入される一般資料にあてられるものではないことが確認されているからです。すなわち、基金活用の対象は 10 万円を超える「備品」として後世に遺すべき貴重な資料とし、「消耗品」扱いとなる 10 万円以下の資料は、基金ではなく一般予算で充当すべきと当会は考えています。

なお、条例制定にあたっては、平成 23 年度、2 回に及ぶ定例市議会においても長時間にわたって論議されました。2 回目の定例市議会で報告された基金の「運用基準」は、条例だけではこの基金が一般予算を補充するものとして将来なし崩し的かつ多目的に使用される恐れがある、との当会の懸念に同意された市議会が、条例案議決と共に「附帯意見」を付したことにより設置されたものです。そのときの議会では、「基金を繰りかえて収集したい資料の金額的な目安は？」とのある議員からの質問に対し、図書館長(当時)自身が、「基金を使って資料を購入しようとする場合、10 万円以上の資料収集を図りたいと考えています。10 万円以下につきましては既定の予算内で収集をしていこうという考えです」と答えています。

なお、この案件につきましては、今後、鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準に則り、図書館協議会に諮られることと存じます。協議会委員の皆様には、この基金の制定経緯や現状の図書館の課題をご理解いただいた上、当基金の活用用途変更につきましては、くれぐれも慎重にご検討頂きたく宜しくお願い申し上げます。

以上

参考資料：ととも 20 周年記念誌、会報「図書館とともだち」No148・150・152 (鎌倉市議会会議録平成 23 年 9 月 13 日文教常任委員会「鎌倉市図書館振興基金条例の制定について」を含む) より抜粋記事、鎌倉市議会会議録平成 23 年 12 月 13 日文教常任委員会「鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準について」